

2018年2月試験対応

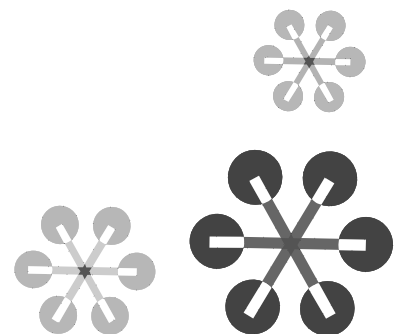
第30回社会福祉士国家試験・第20回精神保健福祉士国家試験

受験対策 web 講座テキスト

社会福祉士 編

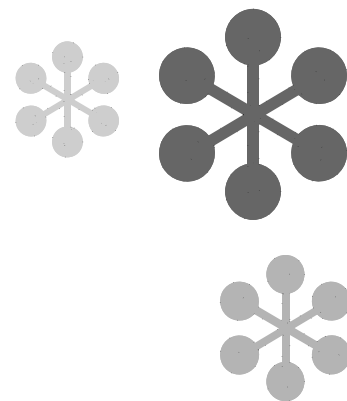
【ご注意下さい】

- 講座テキストの著作権は本連盟に帰属し、複製（コピー）や電子化などの行為は固く禁じます。複製（コピー）や電子化などの権利侵害の事実が判明した場合は、法的措置も含め厳正に対処します。なお、不正の事実を見かけた方は、本連盟事務局まで連絡してください。（電話：03-5495-7242 E-mail：webkouza@jaswe.jp）
- 本テキストは、各科目、テキスト15ページ程度、講義時間90分を目安に各講師が国家試験までに最低限押さえておくべきポイントを絞って作成しています。講義内で口頭のみで説明している内容は、各自調べて理解を深めてください。



受験対策 web 講座

講座テキスト【社会福祉士編】



もくじ

講座視聴方法

<共通科目>

① 人体の構造と機能及び疾病	細田 武伸
② 心理学理論と心理的支援	須田 誠
③ 社会理論と社会システム	武山 梅乗
④ 現代社会と福祉	岡崎 幸友
⑤ 地域福祉の理論と方法	宮脇 文恵
⑥ 福祉行財政と福祉計画	清水 正美
⑦ 社会保障	金子 和夫
⑧ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	増田 和高
⑨ 低所得者に対する支援と生活保護制度	渋谷 哲
⑩ 保健医療サービス	田中 希世子
⑪ 権利擁護と成年後見制度	鈴木 敏彦

<専門科目>

⑫ 社会調査の基礎	石川 久展
⑬ 相談援助の基盤と専門職	庄司 妃佐
⑭ 相談援助の理論と方法	空閑 浩人
⑮ 福祉サービスの組織と経営	早坂 聡久
⑯ 高齢者に対する支援と介護保険制度	畑 亮輔
⑰ 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	小林 理
⑱ 就労支援サービス	佐々木 勝一
⑲ 更生保護制度	浦崎 寛泰

巻末資料：国家試験出題基準・合格基準・出題実績

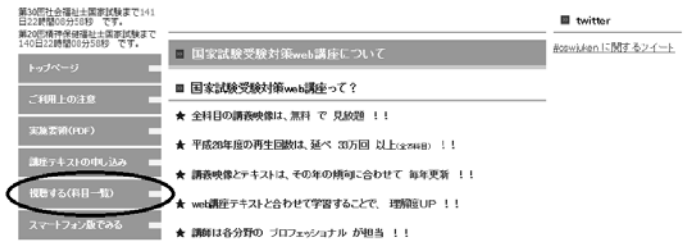
巻末資料：専門職団体からのメッセージ

【目次とページの読み方】

本テキストのページ数は、科目ごとに1ページから開始しています。各科目の中央下に「科目名＋ページ数」で記載しています。

* 講座視聴方法 *

- ① 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験
受験対策web講座特設サイト
www.jaswe.jp/webkouza/
にアクセスしてください。
- ② ホームページの左側にある【視聴する
(科目一覧)】各科目名をクリックすると、
該当科目の講座映像が視聴できます。
- ③ 講座映像開始後、注意事項が表示されます。
よくお読みの上、視聴してください。



ご注意ください

本連盟がこのweb講座映像配信で利用している動画配信サイト【YouTube】は、**利用規約により、講座映像の商用利用を禁止**しています。

このweb講座を、パブリックビューイング形式(独自に会場等を設定して講義映像を放映し、複数の方が視聴すること)で利用する場合、**参加費等の費用を視聴者から徴収することはできません**のでご注意ください。

なお、【YouTube】の利用規約に違反し、損害賠償や訴訟等法的措置が講じられた場合は、当該違反者とその責任を負うものとし、本連盟は一切の責任を負いません。



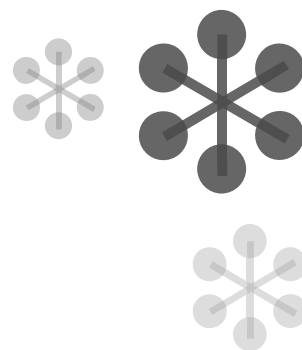
ホームページはサンプルです。実際のホームページと異なる可能性があります。

注意事項：必ずご一読ください

- 本講座映像や講座で使用するweb講座テキストは、試験直前の受験対策として、本連盟の判断により作成しています。
- web講座映像やweb講座テキストは、必ずしも国家試験への合格を保障するものではありませんので、各自の判断によりご利用ください。
- web講座映像やweb講座テキストの購読によって、視聴した者およびその関係者が不利益を被った場合も、本連盟および当該科目担当講師は一切責任を負いません。
- web講座テキストの点訳資料及び講座映像内の手話通訳はご用意できません。予めご了承ください。
- 本講座では、個人からの講義内容に関する本連盟及び講師への意見・質問・疑義照会は受け付けておりません。
- web講座映像やweb講座テキストの内容に万が一誤りがあった場合は、特設サイト内の当該講座視聴ページに訂正・補遺を掲載いたします。
- 本講座は【YouTube】を利用して配信しています。【YouTube】の利用規約により、この映像を商用で利用することは禁止されています。パブリックビューイング形式で利用する場合、講座視聴料として参加費用を徴収することはできませんのでご注意ください。利用規約に違反し、損害賠償や訴訟等法的措置が講じられた場合は、当該違反者とその責任を負うものとし、本連盟は一切責任を負いません。さらに、web講座テキストをコピーして、受講者に配付することは、固く禁じます。
- 乱丁・落丁本はお取り替えいたしますので、現物をご返送ください。良品と交換します。

第30回社会福祉士国家試験
第20回精神保健福祉士国家試験

受験対策web講座



低所得者に対する支援と生活保護制度

渋谷 哲（淑徳大学）

・現職

淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科 教授、
日本ソーシャルワーク教育学校連盟 常務理事、社会福祉士

・学歴・経歴

昭和60年淑徳大学を卒業し、横浜市役所(社会福祉職)にて11年間勤務。
その後、横浜国際福祉専門学校、福島学院短期大学、福島学院大学を経て、平成16年より淑徳大学。
大正大学院修士課程修了、淑徳大学院博士後期課程単位取得退学。

・著書

「低所得者への支援と生活保護制度 第4版」(編著) みらい (2017)
「新版ソーシャルワーク実践事例集」(共編著) 明石書店 (2016)
「福祉事務所における相談援助実習の理解と演習」(単著) みらい (2013) 等

・関心ある領域

低所得者福祉、社会福祉実習教育

・受験生へのメッセージ

貧困や社会的排除は社会福祉の原点といえ、これが解決・軽減されなければ
生存権も薄れてしまいます。ソーシャルワーカーの業務の対象者は様々ですが、
どの領域にも低所得者はいますから、この科目で学ぶ知識や支援方法は
社会福祉士・精神保健福祉士にとって必須といえるでしょう。
制度の谷間にいて支援が届かない方が沢山います。
そのような方に目が向けられる社会福祉士・精神保健福祉士を
めざしてください。



I. 公的扶助の歴史

1. (旧) 生活保護法制定までの経緯

- 1) GHQは1945(昭和20)年12月8日に、「救済並びに福祉計画に関する件」(SCAPIN404)を政府に提出し、生活困窮者救済のための計画案提出を求めた
- 2) 日本政府はこれを受けて、「生活困窮者緊急生活援護要綱」を同年12月15日に閣議決定し、宿泊・給食・医療・衣料等の現物給付を内容とする暫定的な措置を行うとした
- 3) GHQは日本政府の対応に、1946(昭和21)年2月の「社会救済に関する覚書」(SCAPIN775)において公的扶助の原則を示し、これに基づき(旧)生活保護法が立案された

2. (旧) 生活保護法 1946(昭和21)年9月

- 1) 国家責任による「無差別平等」の保護が明文化(制限扶助主義から一般扶助主義への転換)
- 2) 対象者は無差別平等とされたが、実際には扶養可能な扶養義務者がいる場合、労働意欲の無い者・素行不良者と認定された場合は保護しない(欠格条項)ことができるとされた
- 3) 市町村を実施機関、民生委員を補助機関と位置づけた

3. 日本国憲法 1946(昭和21)年11月制定

- 憲法25条「生存権」の規定 → 旧生活保護法は「生存権」の規定と合致しなかった

4. 生活保護法の改正(現行) 1950(昭和25)年5月

- 1) 旧法の欠格条項はなくなった。国民が一定の要件を満たす場合は保護を受ける権利を有する保護請求権を認め、「不服申立て制度」創設。医療扶助のために指定医療機関制度創設
- 2) 有給専門職員の社会福祉主事を補助機関、民生委員を協力機関

5. 社会福祉事業法 1951(昭和26)年3月

- 福祉事務所を創設。都道府県・市は義務設置、町村は任意設置 [現在の設置要件]

II. 公的扶助の概念・生活保護の動向

1. 概念(定義)・範囲

- 1) 公的扶助とは、生活に困窮する者や社会的リスクのある者に対し、国が一定の資力調査(ミーンズ・テスト)や所得調査(インカム・テスト)を要件として、一般財源(税金等)から経済的な給付(金銭または現物給付)をする制度である
- 2) 我が国では一般的に公的扶助は「生活保護」と「社会手当」の2つである

2. 公的扶助制度（生活保護・社会手当）と社会保険制度の役割

- 1) 生活保護制度は、社会保険制度や他の制度を活用しても生活が困難な場合（社会保障制度による給付が先行）に、**資力調査（ミーンズ・テスト）**をしたうえでの経済的給付
- 2) 社会手当は「社会扶助」とも呼ばれ、受給要件の確認と**所得調査（インカム・テスト）**により給付するもので、**公費による無拠出制（掛金や保険料の負担なし）**の金銭給付

	公的扶助		社会保険
	生活保護	社会手当	
機能	救済的機能（事後的）	防貧的機能（事前的）	防貧的機能（事前的）
調査方法	資力調査	所得調査	調査は条件でない
給付方法	個別的給付	画一的給付	画一的給付
給付内容	最低生活基準の不足分	程度ごとに均一額	程度ごとに均一額
給付種類	金銭給付と現物給付	金銭給付	金銭給付と現物給付
負担方法	公費負担	公費負担	被保険者の拠出
給付期間	最低生活水準のクリア	受給要件の解消	受給要件の解消

※ ただし「公的扶助制度」と「社会保険制度」の比較で出題された時は、「公的扶助制度」＝「生活保護制度」として答えること

→ 第 29 回 問題 67 日本の公的扶助と公的年金保険の特質に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

3. 保護率

- 1) 1996（平成 8）年から増加に転じ、高齢化や景気の減退に伴って保護率が増加
- 2) 2011（平成 23）年 保護受給者 200 万人突破 保護率 15.8%
- 3) 2014（平成 26）年 保護受給者 216 万人 保護率 17.0%

4. 保護の特徴 [平成 26 年調査]

- 1) 世帯人員：単身世帯が 7 割以上（77%）で、2 人世帯を加えた「少数世帯」が全体の 9 割
- 2) 世帯類型：高齢者世帯（47.5%）が増加し、母子世帯やその他世帯（17.5%）が減少
- 3) 受給期間：全体に長期化傾向である。5 年以上が約 5 割であり、高齢者世帯では約 6 割
- 4) 世帯の業態：働いている者がいない世帯（非稼働世帯）は 8 割以上
- 5) 廃止理由：死亡による廃止が一番多い（3 割）

※ 保護の動向は『高齢化』がキーワード ここから連想・予測していく
前述以外の「何割か」「何%か」といった具体的な数字は覚えきれないので諦める